

# サッカーの活動における暴力根絶に向けて

## 1 夏の取り組み

これまで本特集にて、サッカーの活動における暴力根絶について、JFAとしての考え方や検討事項、暴力根絶相談窓口の設置、またポスター等の啓発素材について紹介してきました。今回は夏休みの各種大会を通じて、全国各地から集まる指導者の皆さんとFace to Faceで暴力根絶に関して話をする機会をつくっていただきました。そこでは、日頃の指導に対する感謝の意をお伝えするとともに、暴力根絶に関する取り組みを全国の指導者の皆さんと協力して取り組んでいきたいという旨をお伝えすることができました。その中でいただいたご意見やディスカッションの内容も考慮して、今後も取り組みを進めていきたいと考えています。

また、そのためにも率先して暴力根絶に向けた宣言をしている、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、日本オリンピック委員会(JOC)、日本体育協会とも連携し、効果的な取り組みを行いたいと考えています。あらためて、夏の大会やリーグ戦前のお忙しい中、貴重なお時間をいただいたことにお礼申し上げますとともに、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

### 【訪問した会議・セミナー・シンポジウム】

- 全日本少年サッカー大会監督会議、選手対象ワークショップ(4種)
- 第44回全国中学校サッカー大会監督会議(3種)
- 平成25年度全国高等学校総合体育大会 高体連委員長会議(2種)



関東大学サッカー連盟暴力根絶セミナーより

- 関東大学サッカー連盟暴力根絶セミナー(1種)

※関東大学サッカーリーグ1・2部の監督・主務の皆さんとのディスカッション

- 日本体育学会緊急シンポジウム(多種目)
- ※テーマ:スポーツ関係団体から見る「体育・スポーツの原点とは何か、体育・スポーツ指導の原点とは何か」

## 2 海外の取り組み

毎年夏に開催されている「マンチェスター・ユナイテッド・プレミアカップ・ワールドファイナルズ2013」の取り組みについて紹介します。

この大会は、今年で20回目の開催となりました。マンチェスター・ユナイテッドがクラブとして、施設面・人材面など、全面的にサポートしている大会であり、世界各国の名門クラブの育成チームが参加する世界大会です。日本からは「JFAプレミアカップ2013 supported by NIKE」で優勝した大宮アルディージャジュニアユースが参加しました(大会報告は14~15ページ参照)。

紹介したい内容は、公式チームマニュアルにある内容(下記参照)です。

この大会に参加するチームの大人は、この規範を読み、厳守することが求められています。不適切な言動を「しない、させない、許さない」ことが明文化されています。この大会を運営する側の強い意思を感じます。実際に大会では、ヒートアップしたあるチームの保護者が暴言を言ったところ、すかさず大会関係者が厳しく注意するやりとりがありました。まさに不適切な言葉の使用を放置しないことが実践されていました。その国の社会環境や多くの人種が集まる大会であることもそうさせている一因かもしれませんが、選手に良い環境を提供したい、選手を守りたいという大会関係者の強い意思が規範と行動に現れていることが印象的でした。

こうした事例も参考に、日本の大会での規定や要項をより良くできる余地があるかどうか、大会に関わる方々と協議していきたいと考えています。

### ■公式チームマニュアル(一部抜粋)

#### 児童を引率する時の行動規範

1. 児童の福祉を最優先とする。
2. 事務所等で1対1となるなど、人目のつかない状況避ける。
3. 敬意と尊厳を持って若者を扱う。
4. 建設的で熱心なフィードバックを与える—否定的な批評は避ける。
5. 児童を監督するときには、親権者、保護者、主催者の社員等が2人1組で行う。
6. 車やバス、またはその他の移動手段で児童を移動する場合には親権者の同意を得る。
7. 「親の代わりに」医療手当てを行う際には親権者の同意を得る。
8. どのような怪我についても書面による記録を残す。
9. 児童の外出手続きを定める。親権者または保護者の同行なしに児童が外出することを絶対に許可しない。
10. 児童1名に対して、少なくとも2カ所の緊急連絡先を控えておく。
11. 児童の病歴と食事に関する注意点を把握しておく。
12. 児童が主催者のイベント、試合等に参加中は、常に緊急連絡先と病歴、食事の注意点を記載した書類を準備しておく。

#### 禁止事項

1. 児童と一緒に乱暴な、身体的または性的に、挑発的な行為を行わない。
2. いかなる形でも不適切な接触をさせたり、行ったりしない。
3. 児童を自室に招き入れない。
4. 児童の前で不適切な言葉を使用しない。
5. 不適切な言葉の使用を放置しない。
6. 児童による申し立ては必ず記録に残し、そのまま放置しない。
7. 特定の児童を過度にひいきしない。
8. 児童に恐怖を与えたり、恥ずかしい思いをさせたり、風紀を乱すような行為に関わったり、許したりしない。